

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成22年3月4日(2010.3.4)

【公表番号】特表2009-523565(P2009-523565A)

【公表日】平成21年6月25日(2009.6.25)

【年通号数】公開・登録公報2009-025

【出願番号】特願2008-551457(P2008-551457)

【国際特許分類】

A 6 1 F 2/82 (2006.01)

A 6 1 F 2/06 (2006.01)

【F I】

A 6 1 M 29/02

A 6 1 F 2/06

【手続補正書】

【提出日】平成22年1月15日(2010.1.15)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

少なくとも2つの端部を有する自己拡張型ステントを含む管腔内機器であって、前記機器が、前記ステントの少なくとも一部を覆う被覆体を備えており、前記端部が、身体導管内に挿入するための圧縮状態と、拡張状態とを有しており、前記端部のそれぞれが、前記端部を圧縮状態から拡張状態に展開させるために引張り力を加えることによって個別に操作可能な解放フィラメントを有している、管腔内機器。

【請求項2】

前記フィラメントのうちの少なくとも1つが、前記管腔内機器の1つの端部から、中央長さ部分に向かって延在する、請求項1に記載の管腔内機器。

【請求項3】

前記端部のうちの少なくとも1つが、拘束シースによって圧縮状態に保持される、請求項2に記載の管腔内機器。

【請求項4】

前記拘束シースが、前記フィラメントに引張り力を加えることによって、前記少なくとも1つの端部から解放される、請求項3に記載の管腔内機器。

【請求項5】

前記拘束シースが、前記少なくとも1つの端部で始まり前記管腔内機器の中央長さ部分に向かって進む方向で解放される、請求項4に記載の管腔内機器。

【請求項6】

前記拘束シースが、前記少なくとも1つの端部を超えて延在して、前記圧縮状態における前記端部の直径よりも小さな直径を有する尖った導入体先端を形成する、請求項5に記載の管腔内機器。

【請求項7】

前記端部のうちの少なくとも1つが、拘束シースによって圧縮状態に保持される、請求項1に記載の管腔内機器。

【請求項8】

前記拘束シースが、前記フィラメントに引張り力を加えることによって、前記少なくと

も1つの端部から解放される、請求項7に記載の管腔内機器。

【請求項9】

前記拘束シースが、前記少なくとも1つの端部で始まり前記管腔内機器の中央長さ部分に向かって進む方向で解放される、請求項8に記載の管腔内機器。

【請求項10】

前記拘束シースが、前記少なくとも1つの端部を超えて延在して、前記圧縮状態における前記端部の直径よりも小さな直径を有する尖った導入体先端を形成する、請求項9に記載の管腔内機器。

【請求項11】

前記拘束シースが、前記少なくとも1つの端部で始まり前記管腔内機器の中央長さ部分に向かって進む方向で解放される、請求項7に記載の管腔内機器。

【請求項12】

前記拘束シースが、前記少なくとも1つの端部を超えて延在して、前記圧縮状態における前記端部の直径よりも小さな直径を有する尖った導入体先端を形成する、請求項7に記載の管腔内機器。

【請求項13】

前記管腔内機器の長さの少なくとも一部に沿って、軸方向補剛材が軸方向に延在する、請求項7に記載の管腔内機器。

【請求項14】

前記軸方向補剛材が前記拘束シースと前記管腔内機器との間に延在する、請求項13に記載の管腔内機器。

【請求項15】

前記軸方向補剛材がワイヤを含む、請求項14に記載の管腔内機器。

【請求項16】

前記軸方向補剛材がロッドを含む、請求項13に記載の管腔内機器。

【請求項17】

前記軸方向補剛材が管を含む、請求項13に記載の管腔内機器。

【請求項18】

前記軸方向補剛材が、前記軸方向補剛材の長さの少なくとも一部に沿って可変の剛性を有する、請求項13に記載の管腔内機器。

【請求項19】

前記機器が、直接可視化下で、手によって植え込み可能である、請求項1に記載の管腔内機器。

【請求項20】

被覆体を有する前記自己拡張型ステントが、前記端部間に延在する管腔を有し、そして前記管腔内部には他の部品を収容しない、請求項1に記載の管腔内機器。

【請求項21】

被覆体を有する前記自己拡張型ステントが、前記端部間に延在する管腔を有し、そして前記管腔内部に軸方向補剛部品を収容する、請求項1に記載の管腔内機器。

【請求項22】

前記被覆体が、外方にめくり返された部分を有する、請求項1に記載の管腔内機器。

【請求項23】

前記被覆体が、少なくとも1つの波形部分を有している、請求項1に記載の管腔内機器。

【請求項24】

前記被覆体が、外方にめくり返された部分を有する、請求項23に記載の管腔内機器。

【請求項25】

第1及び第2の端部を有する自己拡張型ステントを含む管腔内機器であつて、前記機器が、前記ステントの少なくとも一部を覆う被覆体を備えており、前記第1及び第2の端部が、身体導管内に挿入するための圧縮状態と、拡張状態とを有しており、前記第1の端部

が、第1の拘束シースを解放するように構成された第1の解放フィラメントによって圧縮状態から拡張状態に個別に展開可能な当該第1の拘束シースによって圧縮状態に保持されており、そして前記第2の端部が、第2の拘束シースを解放するように構成された第2の解放フィラメントによって圧縮状態から拡張状態に個別に展開可能な当該第2の拘束シースによって圧縮状態に保持されており、展開は前記端部で開始されて前記機器の中央長さ部分に向かって進む、管腔内機器。

【請求項26】

前記第1の拘束シースが、前記自己拡張型ステントの前記第1の端部を超えて延在する端部分を備えており、前記端部分が、前記自己拡張型ステントの前記圧縮状態よりも小さな直径を有する尖った導入体である、請求項25に記載の管腔内機器。

【請求項27】

前記自己拡張型ステントが所定の長さを有しており、そして前記管腔内機器が、前記自己拡張型ステントの長さの少なくとも一部に沿って軸方向補剛部品を内蔵している、請求項25に記載の管腔内機器。

【請求項28】

前記管腔内機器が、直接可視化下で、手によって植え込み可能である、請求項25に記載の管腔内機器。

【請求項29】

少なくとも1つの端部を有する自己拡張型ステントを含む管腔内機器であって、前記機器が、前記ステントの少なくとも一部を覆う被覆体を備えており、前記少なくとも1つの端部が、身体導管内に挿入するための圧縮状態と、拡張状態とを有しており、前記少なくとも1つの端部が、第1の拘束シースによって圧縮状態に保持されており、前記拘束シースが、前記第1の端部を超えて延在して、前記圧縮された少なくとも1つの端部よりも小さな直径を有する導入体を内蔵する、管腔内機器。

【請求項30】

前記少なくとも1つの端部が、前記拘束シースを解放するように構成された解放フィラメントによって圧縮状態から拡張状態に展開可能である、請求項29に記載の管腔内機器。

【請求項31】

前記少なくとも1つの端部が、概ね前記第1の端部から、前記機器の中央部分に向かって延びる方向で展開する、請求項30に記載の管腔内機器。

【請求項32】

前記管腔内機器が、直接可視化下で、手によって植え込み可能である、請求項29に記載の管腔内機器。